

個人情報取扱特記事項

(個人情報に関する基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本件業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、本件業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4条 受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務によって知り得た個人情報を、当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(従事者への通知)

第6条 受注者は、本件業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は業務の目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、本件業務のうち個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。(ただし、特別な事由があり、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。)

(資料等の返還)

第9条 受注者は、本件業務を行うために発注者から提供を受け、又は発注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(調査)

第10条 発注者は、受注者が本件業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者がこの契約条項に違反したときは、本件業務の委託契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第13条 受注者の責めに帰すべき理由により、この契約に違反する事態が生じ、発注者に損害が生じたときは、受注者は発注者が提示する損害賠償額の全額を負担するものとする。